

近組 2023-002 号

2023 年 2 月 3 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、概ね一ヶ月に一度の頻度で、検討の進捗状況を報告するよう求める。

貴法人は、団交において「持ち帰って検討します」等と言い、その場での決定を避けることが多い。決定権を有する者が出席しているにもかかわらず、このような態度をとることは、あらかじめ用意した回答を読み上げるだけの不誠実団交と大差がない。

先月の団交では、本組合が数年にわたり何度も対応を要求している教員と事務職員との業務の区分について、阿多人事部長が「事務ができること、それから教員のすることという、その切り分けを一度調べてみます」と述べた。これはあくまで一例であるが、こうした回答に代表されるように、貴法人は本組合の要求をその場では「検討する」と言うのみで、ほとんど検討していないということが明らかとなった。このような中身の無い対応を続ける限り、団交は、貴法人が「誠実に何度も交渉をしている」という体裁を取り繕うための場でしかなく、本組合は時間を空費するばかりである。回数だけを重ねても無意味であり、実質的には不誠実団交＝不当労働行為と評価できる。

このような事態は、貴法人が検討状況を随時報告することで、ある程度は避けられる。そもそも貴法人は、団交議事録案の提示を一年以上怠っているが、かつての議事録には交渉状況を「ステータス：継続協議」等と示していたので、これが作成されないことにより、双方ともに検討状況がより把握しにくくなっている。議事録については、これまで怠っていた分の作成に時間がかかると思われるので、迅速な対応は期待できないが、少なくとも団交で「検討する」と約束したことが虚偽でなければ、貴法人はいつでも検討状況を報告することが可能なはずである。

さしあたり、現時点で検討事項となっているすべての事案について、今月の団交の一週間前までに検討状況を報告せよ。また、今後も定期団交を実りのあるものとするために、同様の頻度で報告を継続せよ。

回答は、2月15日までとする。

以上